競争入札参加有資格者 各位

財務部契約課

競争入札案件における手持工事件数の制限に関する基準について

このことについて、下記のとおり基準を定める。

記

1 手持工事期間の捕捉基準

契約締結日から工期末日(工期変更を含む。)までとする。ただし、工期末日までにしゅん工 した場合は、しゅん工検査日までとする。

2 手持工事件数の捕捉基準日

- (1) 解除条件付一般競争入札 開札日現在とする。
- (2) 解除条件付指名競争入札 指名通知日現在とする。

3 手持工事件数の制限

手持工事件数の上限は、次表のとおりとし、土木工事、建築工事、電気工事、管工事及び造園工事(以下「土木工事等」という。)の工事種ごとに適用する。ただし、その他工事(土木工事等以外の工事)に係る手持工事件数の上限は、市内業者にあっては2件、準市内業者及び市外業者にあっては1件を原則とする。

なお、建設工事共同企業体の構成員として受注した工事も1件として取り扱う。

工事の種類	解除条件付一般競争入札	解除条件付指名競争入札
区分	に付す工事	に付す工事
市内業者	5件	2件
準市内業者	3件	1件
市外業者	1件	1件

^{※ 「}土木工事」とは、道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設 工事及び一般土木工事をいう。

※ 「管工事」とは、給排水衛生工事及び空調工事をいう。

4 工事成績評定による制限

(1) 工事成績評定による制限

工事成績評定において改善指導の対象となる70点未満の成績を取得した場合は、上記に関わらず、成績評定の通知日から半年間、手持工事件数を1件に制限する。ただし、成績評定の通知日から3か月経過以降にしゅん工した工事において75点以上の工事成績評定を取得した場合は、その時点で手持件数の制限を解除する。

(2) 他の業種における取扱い

工事成績評定による手持工事件数の制限は業種ごとに適用するものとし、他の業種の手持 工事件数には影響しないものとする。

- (3) 一般競争入札と指名競争入札の関係
 - 一般競争入札又は指名競争入札のいずれかの工事成績が不良であった場合は、一般競争入 札、指名競争入札それぞれの手持工事件数を1件までに制限する。
- 5 適用日

平成30年4月1日

6 経過措置

一般競争入札については平成30年4月1日以後に公告する工事から、指名競争入札については平成30年4月1日以後に指名する工事から適用し、平成30年4月1日前までにそれぞれ公告又は指名した工事については、なお、従前の例による。

《問い合わせ先》 八王子市財務部契約課 工事契約担当 042-620-7215 (直通)